

勸善懲惡錦画面解

第廿三號

編輯者 藤井克三

大阪北濱三丁目中橋筋南八丁目園養を以て
 賢師に於て天満の何事かを者金五十円用立
 一期月過ても返済せし無様又期限を延
 證文を改る事三度及びりし借年断の
 くてかく今一度此の省免は下され
 其時返済する事能はば妻を娼妓と
 して返済せしと堅く誓ひをせし
 早くも其期に至るとも返済せし
 よて養女も此度常より力方不至り
 再三の違約と大に憤りし借至り今言葉
 つきいし妻を賣上定まら然るは養女ハ
 二女の子を見て曰今内義を娼妓と
 なさば此雅女の養育はかざるやと
 問ふ夫迫はまて考へんと養女ハ
 養女又曰然らば此女子と拙者ハ
 妻不世以受結納して金五十円送る
 地を以て濟方せしは又十五歳迄其元不
 願け置其養育ハ利金と以てけし若成長
 の後ち我妻成事を望まざれば此五十円ハ
 十五年間の利足と付て返せしとしてその
 約定の證書を取て允の証文ハ返しとぞ



魚圖

此養女先生
 廿余歳はて
 二女の小見と
 婚姻ハ実
 一語せし
 事ヤ

出版所

藤井時習舎

